

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島西部エリア整備工事 (令和8年度 道路築造工事その1)	
工事概要	工事延長 L=320m ・排水工 L=640m ・舗装工 A=234 m ²	
契約の相手方	所在地	代表者 石川県金沢市玉川町5番15号
	名称・代表者	清水・日本道路・不動テトラ・里谷特定建設工事 共同企業体 代表者 清水建設(株) 北陸支店 執行役員支店長 角野 淳一郎 構成員 日本道路(株) 金沢営業所 所長 雪城 勉 構成員 (株) 不動テトラ 金沢営業所 所長 木戸 仁 構成員 (株) 里谷組 代表取締役 里谷 光弘
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約による こととした理由	<p>本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点エリアにおける対象工事である。 重点整備エリアにおいては、複数の事業(工種)を一体的かつ円滑に推進するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があることから、技術提案・交渉方式【ECI方式(技術協力・施工タイプ)】による公募型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。</p> <p>上記共同企業体は、重点整備エリアのうち輪島西部エリアの施工予定者として選定されており、ECI方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及び施工計画に関する技術協力業務を実施している。</p> <p>本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI方式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切かつ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。</p>	
契約年月日	令和8年10月15日	
契約金額	35,314,400円(税込)	
工事場所	輪島市河井町 地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和8年10月16日 から 令和9年3月31日 まで	
担当課	まちづくり推進課	

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島西部エリア整備工事 (令和8年度 6 災第 6308 号市道本町 1 号線外道路災害復旧工事)	
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・土工 V=1, 200m³ ・排水工 (自由勾配側溝) L=953m、(集水桝) N=10 箇所 ・舗装工 A=700 m² ・取壊工 N=1 式 	
契約の相手方	所在地	代表者 石川県金沢市玉川町 5 番 15 号
	名称・代表者	<p>清水・日本道路・不動テトラ・里谷特定建設工事 共同企業体</p> <p>代表者 清水建設(株) 北陸支店 執行役員支店長 角野 淳一郎</p> <p>構成員 日本道路(株) 金沢営業所 所長 雪城 勉</p> <p>構成員 (株) 不動テトラ 金沢営業所 所長 木戸 仁</p> <p>構成員 (株) 里谷組 代表取締役 里谷 光弘</p>
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
随意契約による こととした理由	<p>本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点エリアにおける対象工事である。 重点整備エリアにおいては、複数の事業(工種)を一体的かつ円滑に推進 するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があるこ とから、技術提案・交渉方式【ECI 方式(技術協力・施工タイプ)】による公募 型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。</p> <p>上記共同企業体は、重点整備エリアのうち輪島西部エリアの施工予定者と して選定されており、ECI 方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及 び施工計画に関する技術協力業務を実施している。</p> <p>本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI 方 式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切か つ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定によ り随意契約を締結するものである。</p>	
契約年月日	令和 8 年 10 月 15 日	
契約金額	66, 806, 300 円 (税込)	
工事場所	輪島市河井町 外 地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和 8 年 10 月 16 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで	
担当課	土木課	

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島西部エリア整備工事 (令和8年度 下水道)	
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道管新設工事及び布設替工事 (VUφ200) L=907m ・下水道管撤去工事 (VUφ200) L=272m ・3号人孔撤去・再設置工 (全体) N=1基 ・1号人孔撤去・再設置工 (全体) 及び新設工 N=27基 ・ます設置工 N=198箇所 ・取付管設置工 N=56箇所 ほか 	
契約の相手方	所在地	代表者 石川県金沢市玉川町5番15号
	名称・代表者	<p>清水・日本道路・不動テトラ・里谷特定建設工事 共同企業体</p> <p>代表者 清水建設(株) 北陸支店 執行役員支店長 角野 淳一郎</p> <p>構成員 日本道路(株) 金沢営業所 所長 雪城 勉</p> <p>構成員 (株) 不動テトラ 金沢営業所 所長 木戸 仁</p> <p>構成員 (株) 里谷組 代表取締役 里谷 光弘</p>
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	
随意契約による こととした理由	<p>本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点エリアにおける対象工事である。 重点整備エリアにおいては、複数の事業(工種)を一体的かつ円滑に推進 するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があるこ とから、技術提案・交渉方式【ECI方式(技術協力・施工タイプ)】による公募 型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。</p> <p>上記共同企業体は、重点整備エリアのうち輪島西部エリアの施工予定者と して選定されており、ECI方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及 び施工計画に関する技術協力業務を実施している。</p> <p>本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI方 式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切か つ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定 により随意契約を締結するものである。</p>	
契約年月日	令和8年10月15日	
契約金額	153,386,200円(税込)(一部債務負担行為)	
工事場所	輪島市河井町 地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和8年10月16日 から 令和11年3月30日 まで	
担当課	上下水道局	

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島西部エリア整備工事 (令和8年度 下水道工事に伴う配水管移設補償工事)	
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管布設工事 (φ200～φ50) L=655.5m ・消火栓設置工事 N=1 式 ・小型消火栓設置工事 N=1 式 ・給水管接続工事 N=1 式 	
契約の相手方	所在地	代表者 石川県金沢市玉川町5番15号
	名称・代表者	清水・日本道路・不動テトラ・里谷特定建設工事 共同企業体 代表者 清水建設(株) 北陸支店 執行役員支店長 角野 淳一郎 構成員 日本道路(株) 金沢営業所 所長 雪城 勉 構成員 (株) 不動テトラ 金沢営業所 所長 木戸 仁 構成員 (株) 里谷組 代表取締役 里谷 光弘
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	
随意契約による こととした理由	<p>本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点エリアにおける対象工事である。 重点整備エリアにおいては、複数の事業(工種)を一体的かつ円滑に推進するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があることから、技術提案・交渉方式【ECI方式(技術協力・施工タイプ)】による公募型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。</p> <p>上記共同企業体は、重点整備エリアのうち輪島西部エリアの施工予定者として選定されており、ECI方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及び施工計画に関する技術協力業務を実施している。</p> <p>本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI方式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切かつ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。</p>	
契約年月日	令和8年10月15日	
契約金額	85,412,800円(税込)(一部債務負担行為)	
工事場所	輪島市河井町 地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和8年10月16日 から 令和11年3月30日 まで	
担当課	上下水道局	